別表一㈢の表中「所得金額又は欠損金額（別表四「39の①」）」を「所得金額又は欠損金額（別表四「44の①」）」に、「所得税の額等（別表六（一）「23の計」＋別表六（一）「６の③」）」を「所得税の額等（別表六（一）「６の③」＋「23の計」）」に改め、同表の記載要領等四号中「、第42条の７第７項」を「若しくは第42条の７第７項」に、「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に、「若しくは」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）附則第77条（情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第18条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「又は」を「若しくは」に改める。

別表一の十一㈠の表中

期末現在の資本金の額又は出資金の額	円		
同非区分	特定同族会社	同族会社	非同族会社

を

期末現在の資本金の額又は出資金の額	円		
同上が１億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの	非中小法人		
同非区分	特定同族会社	同族会社	非同族会社

に、「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「47の①」）」を「連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「50の①」）」に、

課税連結留保金額（別表三の二「33」）
同上に対する税額（別表三の二「41」）

を

課税連結留保金額（別表三の二「34」）
同上に対する税額（別表三の二「42」）

に、

連結欠損金（別表七の二
翌期へ繰り（別表七

を

等の当期控除額「２の計」又は「13」）
越す連結欠損金の二「３の合計」）

に、

連結欠損金等の当期控除額（別表七の二「３の計」又は「16」）
翌期へ繰り越す連結欠損金（別表七の二「５の合計」）

に改め、同表の記載要領等一号中「別表五の二（二）」を「別表五の二（二）付表一」に改め、同項四号中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に、「、第68条の14第５項」を「若しくは第68条の14第５項」に、「若しくは」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）附則第110条（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第18条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「又は」を「若しくは」に改める。